

日本労働年鑑 第69集 1999年版
The Labour Year Book of Japan 1999

特集 国際労働組合運動の五〇年

第三章 国際労働組合組織と運動の現状

一 東側労組の再編

一九八〇年代末に起こったソ連や東欧諸国の民主化に伴う動乱のなかで、これらの国々の労働組合やWFTUに大きな変化が生じた。その前兆は八〇年代初めのポーランドで起こった。

八〇年八月、レフ・ワレサに率いられ民主化を求める労働者はグダニスクでの合意にもとづいて、ポーランド「連帯」(SOLIDARNOSC)を結成した。だが、八二年一二月には戒厳令が発動され、非合法化された。地下活動期の八六年に、「連帯」はICFTUとWCLに加盟が認められ、八九年四月に合法化されるという道をたどった。他方、ポーランドには旧社会主義政権時代のポーランド労働組合評議会(OPZZ)も存在している。

旧東ドイツでは、八九年一二月のベルリンの壁崩壊後、FDGBが九〇年五月に解散し、DGBが新たに組合員の組織化を行うことになった。また、FDGB傘下の産別組織もDGBに吸収・合併された。

ソ連では、九〇年一〇月に全ソ労働組合中央評議会(AUCCTU)が解散し、全ソ労働組合総連合会(旧GCTU)に衣替えした。その後、九一年一二月のソ連邦の崩壊、独立国家共同体(CIS)の発足に対応して、共和国間の横断組織として、九二年四月に労働組合総連合(GCTU)が発足した。この組織はWFTUを脱退し、いずれの国際組織にも加盟せず、三九の共和国別の労働組合組織で構成された地域的連合組織であると自己規定している。ロシアでは、独立労働組合連合(FITUR)も結成され、その他の共和国でも同様の労働組合組織がつくられている。

旧チェコスロバキアでは、八九年末からの民主化過程のなかで、九〇年三月に旧体制下の革命労働組合運動(ROH)が消滅した。代わって、新たにチェコスロバキア労働総同盟(CK-KOS)が結成され、九〇年五月にはICFTUに加盟した。九三年一月のチェコとスロバキアへの分離後も、CK-KOSはしばらくのあいだ一体のままであったが、九三年一二月に二つの組織に分離した。

ハンガリーでは、九〇年三月にハンガリー労働組合評議会が改編され、ハンガリー労働組合組織が結成されたほか、旧組織から七つの連合体組織(MSZOSZ)が生まれ、新たに自主労働組合連合(LIGA)などが設立された。MSZOSZとLIGAのICFTU加盟が認められたのは、九三年一二月である。

ルーマニアでは、旧労組が改革された全国自由労働組合連合(CNSLR)と民主化運動を展開した新組織のルーマニア独立労組(FRATIA)などが併存している。またブルガリアでも、旧労組が改革されたブルガリア独立労働組合連合(KNSB)と、民主化闘争を行った「支援労組(PODKREPA)」が存在している。この両国では、民主派労組のFRATIAとPODKREPAが、九一年六月にICFTUへの加盟が承認された。

全ソ労評をはじめとして、これら旧ソ連と東欧の旧体制下の労働組合組織はWFTUの主力組合で

あった。民主化の過程でこれらの労組は、自らの民主的性格をアピールする意味もあって、ほとんどがWFTUから脱退していった。こうして、WFTUは財政的に窮地に落ち入り、その存続が危ぶまれるようになったのである。

二 九〇年代のICFTU

1 二つの大会と組織の拡大

東西冷戦構造が崩壊した後の九二年三月にカラカスで開かれたICFTU第一五回大会は、「民主的な新世界秩序の形成と自由な労働組合」をメイン・テーマとした。この大会でICFTUは、いまや世界史の転換点にあるという認識を示した。それは、中・東欧、ソ連での民主化の進行、西ヨーロッパ、北アメリカ、アジア太平洋での地域的経済統合の進展、民族紛争の激化、環境問題の深刻化などに現れている。したがって、世界は新たな秩序の形成が求められているが、その基盤となるべきものは民主主義である。人権と労働基本権の保障こそが民主主義の軸であり、労働組合はこの新しい民主的世界秩序の形成に重大な役割を果たすというのである。

この大会の直後に、ブラジルで国連環境開発会議(UNCED)が予定されていたこともあって、環境と開発がこの大会のもう一つの大きなテーマとなった。大会では、環境問題の解決は市場原理にまかせるのではなく、政府の介入により新たな成長と開発のメカニズムを創出すべきであること、そのためには、ILOなどを含む国際協力が必要であり、労働組合は企業や産業、地域、国レベルでの環境問題に関する協議を求めていくことなどが決定された。

このほか、大会ではチェコスロバキア、ルーマニア、ブルガリアなどの東欧諸国からの新加盟組織の発言が注目された。また、大会最終日に採択された「ICFTU宣言」では、全世界の労働組合運動を構造的・一元的に代表するという自覚にもとづいて、労働運動の普遍的理念が提示された。

バンダーベーケン書記長は、活動報告のなかで、前回のメルボルンで開かれた第一四回大会以来の五年間で、ICFTUの加盟人員が一七〇〇万人増加し、一〇九の国と地域の二五五組織で、一億一〇〇〇万人に達したことを明らかにした。この増加は中・東欧諸国からの新加盟に加え、ケニア中央労働組合組織(COTUK)、ザンビア労働組合連盟(ZCTU)などアフリカ地域からの加盟によるものであった。さらに、ブラジル労働総同盟(CGT)やイタリア労働総同盟(CGIL)などの資本主義国の大組織の加盟も認められた。

また、この大会では、大幅な機構改革が行われた。まず執行委員について従来の三七人から四一人に増員され、地域別の割り当てではアジアへの増員などが行われたほか、五人が女性代表に割り当てられた。また、新たに副会長クラス的主要執行委員で構成される運営委員会が設置され、年二回開かれることになった。従来年二回開かれていた執行委員会も「少なくとも年一回の開催」となった。

最後に、一三年間その職にあったナラヤナン(マレーシア労働組合会議)会長と一〇年間務めたバンダーベーケン書記長がこの大会で退任し、トロットマン(バルバドス労働組合)新会長、フリーゾー(イタリア自由労働組合連盟)書記長が選出された。

九六年六月には、ブリュッセルでICFTUの第一六回世界大会が開かれた。この大会のメイン・テーマは「グローバルな市場—労働組合運動に対する最大の挑戦」であった。このテーマは、次のような

問題意識によるものであった。すなわち、地球規模での競争激化のなかで、先進国では慢性的失業や社会保障の削減などにより社会的分極化と不安定化が進行しつつある。開発途上国をみると、アフリカでの貧困化は著しく、アジア経済の成長の裏面で搾取的工業化が進行している。中東欧では経済改革の失敗が労働者に犠牲を強いている。こうした情勢下で、労働組合員が減少しつづけ、労働組合権の侵害が横行し、国際競争によって国際連帯が破壊されようとしている。まさに、労働組合は「最大の挑戦」に直面しているのであり、いまこそこれへの対抗策を確立しなければならないというものである。そこで、この大会では、(1)労働組合権の擁護、(2)国際労働基準のためのキャンペーン、(3)多国籍企業への取り組み、(4)労働組合組織人員の拡大、(5)権利の平等をめざす闘いという五つの優先課題を決定した。

この大会では、第一に、市場のグローバル化と地域統合が労働者にいかなる影響を与えるか、第二に、こうした時代の国際的労働組合活動の優先課題は何か、第三に、二一世紀に向けた目的達成に向かっていかにして連帯を構築していくか、という三つの分科会が設けられた。これらの分科会には、労働組合の関係者以外の人びとの意見を聴くために、国際機関の関係者、政治家、学者、ジャーナリストなどを招いてパネル討議を行うという新しい方式が取り入れられた。

ICFTUへの新規加盟組織は、前回の大会以後も引き続き増加した。その特徴の一つは、アフリカからの新規加盟が続いたことである。九二年には、ベニン、カメルーン、九三年には、ガボン、ガーナ、マリ、ルワンダ、トーゴ、コートジボワール、ニジェール、ヴァヌアツ、九四年には、中央アフリカ、ジブチ、エリトリア、モザンビーク、タンザニア、ザイール、南アフリカの労働組合の新規加盟が認められた。また、ヨーロッパ諸国からは、デンマークやフィンランドなどの専門職組合からの加盟があった。こうして、九四年一二月末には、ICFTUは一三四カ国一八七組織一億二五七〇万人の組合員を擁するにいたった。

ちなみに、東西冷戦構造が崩壊する直前にメルボルンで開かれた八八年三月時点でのICFTUの組織状況は、九七カ国一四二組織八六五〇万人であった。それがほぼ一〇年後の九七年一二月末には、一三五カ国二地域二〇一組織一億二七六四万人に達した。この間に、国および地域の数で約四〇、組織数で約六〇、そして組織人員数で四一〇〇万人という大幅な増加がみられたのである。

さて、第一六回大会では、書記長にジョーダン(イギリス機械工組合)が正式に選ばれた。前回大会で選ばれたフリーゾーが任期途中の九四年に退任し、ジョーダンが書記長代行に任命されていたのである。また機構改革では執行委員数が四九人に増員され、前大会で割り当てられた五人の女性委員会指名中執に加えて、新たに青年委員会代表の一人が中執に加えられた。

なお、ICFTUには常設の委員会として、プロジェクト委員会、経済社会委員会、平和・安全・軍縮委員会、人権・労働組合権委員会がある。プロジェクト委員会はさまざまな組織が行う開発協力プロジェクトの調整を行っている。

2 地域組織と活動の強化

ICFTUには、三つの地域組織が存在する。アジア太平洋地域組織(APRO)はシンガポールに事務局がおかれており、その詳細については後に紹介する。汎米地域組織(ORIT)は五一年一二月に設立され、現在はカラカスに事務局がおかれている。組織の現勢は二九カ国三三組織四五〇〇万人である。カナダ労働組合会議(CLC)のマーテンが会長を務め、アンダーソンが書記である。アフリカ

地域組織(AFRO)は、九四年になってナイロビに事務局が開設された。組織は四〇カ国四五組織六六七万人で、会長はディオップ、書記長はカイレンボである。

なお第一章で触れたように、ヨーロッパ地域組織(ERO)は七三年にヨーロッパ労連(ETUC)の結成によって解散した。ETUCについては後述する。

ICFTUの三つの地域組織は、ICFTU規約によれば「ICFTUの機関の一部として」設置されるものであり、ICFTUの執行委員会が認めるルールのもとに運営されることになっている。とはいえ、ICFTU自体が加盟組織の自主性を大幅に認め、自らを調整機関であると定めており、地域組織も自治権をもっている。

第一六回大会では、「地域組織を通じたICFTUの強化」と題する決議が採択された。そこでは、「ICFTU本部から地域組織への大幅な能力と資源の移転をさらにすすめ、後者の能力を、特にプロジェクト活動、労働組合教育と訓練、経済・社会政策活動、財政構造と運営の分野で強化する」としている。そして本部の役割は、グローバルな課題への対応と地域組織の活動の調整に重点をおくとしている。

さて、現在、ICFTUが当面している組織上の問題点は次の二点である。その一つは、先にみたように、組織数も組織人員も大幅に増加したが、これら新規加盟組織の多くは財政的基盤が弱体で、先進国では組合員が減少しており、その結果ICFTUの財政は著しく圧迫されているということである。このため、本部職員の削減などが行われている。第二は、活動面でも財政面でも中心的な役割を果たしてきたヨーロッパ諸国の労働組合が、ヨーロッパ統合を前にして、活動の重心をETUCに移す傾向がみられることである。グローバル化が急進展するもとの、労働組合にも世界的な連帯の強化が求められているまさにその時に、労働組合運動の地域的分化現象が生まれているのである。

3 活動の重点

■五つの優先目標課題

ICFTUは、第一六回大会で決定した五つの活動の優先課題(プライオリティ)に則して運動を展開している。

その第一は、労働組合権であり、その侵害に対して世界的な闘いを展開するとし、労働組合権を擁護することは「ICFTUの最大の任務である」と述べている。ICFTUが毎年発表する「労働組合権の侵害に関する年次報告」は、国際的な労働組合活動にとって基本的な文書である。今日、労働組合に敵対的な世界的状況のもとで、加盟組織間で、権力の監視や連帯と支援のネットワークを確立することがますます重要になっている。このためのILOの役割の強化も必要であるとし、人権の擁護のために人権擁護の市民組織との協力の強化をはかっている。

第二は、国際労働基準の強化である。これは、労働にかかわる基本的人権の尊重を、国際的な政策と貿易、投資、開発プロジェクトに全面的に統合することであり、そのためには、WTOの任務や権限のなかに、中核的なILO条約の尊重を各国政府に義務づける社会条項を盛りこませるためのキャンペーンを展開する必要があるとされている。

この第二のプライオリティには、児童労働の撲滅が取り上げられている。初等教育投資の拡大、貧困家庭の両親への雇用創出プログラムの実施、さらには雇用最低年齢を定めた強力な労働立法の

施行という三方向からの取り組みが必要だというのである。

第三は、グローバル化への対応、ことに多国籍企業への対応である。これは労働組合が当面する最も緊急を要する課題であり、ICFTUとITSの連携した活動、ヨーロッパで法制化された労使協議会方式を世界に広げていくことが必要であり、そこで多国籍企業と労働組合の真の対話を実現していくべきであるとされている。

第四は、労働組合の組織人員の増加活動である。そのためには、世界の開発における社会的な側面で果たす労働組合の役割の重要性を主張して労働組合の存在意義を高め、ICFTUに結集する労働組合の組織化に関するノウハウを交流する機会を設けることであり、ことに、発展途上国におけるインフォーマル・セクターでの劣悪な生活と労働条件を改善するための組織化を重視していく必要があるとされている。

第五は、平等な権利の実現である。そのためには、職場での両性の平等にとどまらず、公正で人間的な社会への推進につなげていくことが必要であり、開発途上国における女性のための差別是正への活動計画を強化することが強調されている。

ICFTUは、以上の優先課題への取り組みを強化するために、本部機構をテーマ別の編成に改革し、情報サービスの充実などをはかっている。

■社会条項への取り組み

第二次大戦後の四八年三月、ハバナで開かれた国連の会合で「国際貿易機関(ITO)設立のための憲章(ハバナ憲章)」が調印された。この「ハバナ憲章」の貿易に関する多角的国際協定のなかに、各国に対して公正な労働基準の遵守を求める規定が設けられていた。これが「社会条項」(Social Clause)の原型である。だが、ITOの設立は失敗に終わり、ハバナ憲章も発効することはなかった。また、七〇年代初頭、貿易と雇用の問題が国際的な重大テーマとなったときにも、ICFTUは、ILOの労働側グループ理事とともに、労働者の権利をGATTに盛り込む必要性を提起して活動を強めた。しかし、これは開発途上国・先進国の政府や使用者による強硬な反対によって失敗に終わった。

九四年に入って、社会条項をめぐる論議は再び活発化した。この年の四月、マラケシュでのウルグアイ・ラウンド交渉の決着の署名に際して、GATTに代わる新たな組織として世界貿易機構(WTO)の発足が決まったからである。このとき、ICFTUは、WCL、ETUC、TUACと共同して、新たに発足するWTOに「労働者の諸権利と貿易」の関係を検討する作業部会を設置すべきことを、マラケシュ会議に出席する各国政府に申し入れるよう加盟組織に対して要請した。その結果、マラケシュ会議での議長総括のなかで、この課題は今後WTOで取り上げる可能性のある問題であることが明言されたのである。

ところで、社会条項とはいかなるものかについて、ICFTUは九四年九月に覚書を発表している。それによれば、社会条項の基本的性格は、第一に、世界的な最低賃金や労働条件を設定しようとしているのではない。社会条項のなかで遵守すべき国際労働基準とは労働者の人権であり、労働者を抑圧、差別、搾取することで競争上の優位を得ようとする国の試みを阻止しようとするものである。第二に、社会条項は、開かれた市場、成長と雇用の増進を目的としており、それは反保護主義的なものである。全世界が労働者の基本的諸権利を尊重することによって、各国間の貿易の利益をより公正に分配することに役立つことになる。第三に、労働者の権利と貿易を効果的に結びつけていく

ためには、開かれた、公正で、多角的かつ段階的な手段をとる必要があり、各国が時間をかけて議論して合意すべきで、そのためにWTOとILOが緊密に協力していくことを求めている。

また社会条項の条文として、「協定当事者は、結社の自由と団体交渉、雇用の最低年齢、差別、同一労働、強制労働をふくむGATTとILOが設定する諮問委員会が定める最低労働基準の遵守を確実にするための手段を取ることに合意する」という内容が提案されている。そして、基本的労働基準の内容は、より具体的には、次のようなILOの四つの領域の七つの条約であるとしている。すなわち、(1)結社の自由と団体交渉権に関する八七号条約と九八号条約、(2)強制労働禁止に関する二九号条約と一〇五号条約、(3)雇用における差別の禁止に関する一一一号条約と一〇〇号条約、(4)雇用の最低年齢(児童労働)に関する一三八号条約である。最近では、これらの七条約は、「中核的労働基準(Core Labour Standards)」と総称されている。

このICFTUの覚書では、とくに児童労働の廃絶について、貿易政策が有効な手段になり得るとして、ICFTUは次のように主張している。つまり、先にみたように、児童労働の廃絶のためには、家庭の貧困問題への取り組みや教育機会の拡大とともに、児童労働を規制する労働法の制定と実施が必要であるが、この労働法が貿易政策に裏打ちされた場合に大いに実効性をもつことになる」と述べている。また、これらの取り組みには国際的な支援が重要であること、児童労働の廃絶に懸命に努力している国に対してペナルティを課すことがあってはならないことを強調している。

ICFTUは、TUACと共同して、例年、レイバー・サミットや雇用サミットなどの場で社会条項の実現に努めてきた。九六年一二月初旬、ICFTUがシンガポールで開催した「国際労働基準と貿易に関する特別会議」は、WTOの第一回閣僚会議を前にして、労働組合の対応を協議して閣僚会議に働きかけを行うためのものであった。この会議には、WTO事務局長、IMF事務局長、ILO代表はじめ、アメリカ、フランスなどの政府代表も出席し、WTO閣僚会議の宣言案に、貿易と国際労働基準に関していかなる内容を盛り込むべきかをめぐって議論が行われた。開発途上国においては政府とともに労働組合の一部も、WTOへの社会条項の導入に反対するだけでなく、宣言文のなかで貿易と労働基準に言及することに対してさえも強い反発を示していた。しかし、この会議の結論にもとづいてWTO閣僚会議に申し入れが行われ、一二月中旬に発表された宣言のなかでは、貿易と労働基準問題に関するILO活動に対してWTO閣僚会議が支援することが明記された。こうして、社会条項問題の主舞台はILOに移ることになった。

ILOは、すでに九四年六月の第八一回総会での事務局長報告のなかで、社会条項問題を取り上げていた。これにASEAN五カ国政府を先頭に発展途上国の政府や使用者が強く反発した結果、「世界貿易の自由化の社会的側面に関する作業部会」が設置され、それ以後、ILO理事会の開催時期に合わせてこの委員会が開かれてきた。その結果、九八年六月の第八五回ILO総会で採択されたのが、「労働に関する基本的原則に関するILO宣言」である。

この宣言は、グローバル化によって貧困や失業が増大し、働く者の尊厳が失われつつある状況のもとで、ILOの果たすべき役割が高まっていることを明らかにしたうえで、ILOの加盟国に対して、先に述べた「中核的労働基準」である四領域七条約の批准と適用の推進を求めている。そして、これらの条約の未批准国であっても、ILOに加盟している憲章上の義務として、これらの条約を尊重する義務があることをうたっている。また、加盟国がこの宣言の目的を遂行できるように、ILOは技術協力を行うとしている。さらに、途上国の反発に配慮して、この宣言が保障貿易の手段として使われてはならないことが明記されたのである。社会条項問題にとって、この宣言の採択は一つの到達点になったといえるが、ICFTUは今後も社会条項の実現に向けて活動を続けていくことを明らかにしている。

■大会と組織の現勢

九二年一二月に、東京でAPRO第一五回地域大会が開かれた。大会のメイン・テーマは「進展する世界化と労働組合の対応—経済再編と有効な民主的・社会的枠組み」で、経済の地域的統合や多国籍企業問題が議論の中心であった。

和泉書記長(連合出身)は活動報告のなかで、多くの国で人権と労働組合権が侵害されているが、それは、経済成長のために民主主義を軽視し、基本的人権を否定する政策を採用する政府が増えているからだと述べた。そして、この地域の労働組合が当面している多くの課題のなかで、とくに重要なものは、構造調整プログラム、多国籍企業、移民労働者、児童労働への対応であると強調した。大会最終日に採択された「東京宣言」は、人権と労働組合権の確認、機会均等と差別撤廃、移民労働者への対応などの広範な社会的諸課題をカバーする、アジア地域のための「社会憲章」の制定に取り組むことを明らかにした。大会では和泉書記長が再選され、直後の執行委員会でゴペシュワール(インド全国労働組合会議=INTUC)会長が再選された。

このときのAPROの組織現勢は、二五の国と地域の三六組織二八三〇万人である。前回の八八年にバンコクで開かれた第一四回大会時に比べると、約八〇〇万人の増加となっている。これは、既加盟組合の登録人員の増加や官公部門が加わった新連合の加盟によるものである。このほか、南太平洋地域からニューカレドニア、トンガ、仏領ポリネシアなどからの新規加盟があった。

九六年一二月、「二一世紀の労働組合を築く—アジア太平洋地域の視点」をテーマに、フィリピンのセブ市で第一六回APROの地域大会が開かれた。和泉書記長が本部提案を行い、グローバル化の進展のもとで発生する諸課題に対抗する力を築き上げるには、アジア太平洋地域の労働組合は何をなすべきか、どこまでそれが可能かが問われていると述べた。そのために、より具体的な目標として、(1)労働組合の民主主義、(2)労働組合の財政、(3)労働組合の活動、(4)国際連帯活動をチェックし、(5)APROの「最低要求基準に関する憲章」を定め、それを二〇〇五年から遅くとも二〇一五年までに実現する活動を展開することを提案した。

大会時点での組織の現勢についてみると、香港や韓国で民主化運動を展開した新労組、ネパールやモンゴルの労組などの新規加盟がみられた。その結果、九六年六月現在の組織人員は、二九の国と地域、四二加盟組織の二八三〇万人となった。前大会時に比べて加盟組織数は増えたが、組織人員の増加はわずかであった。

なお、インドネシアの加盟組織については、従来からICFTUに登録されていた四つの組織を、労働組合として活動をまったく行っていないことを理由に権利停止処分とした。また、全インドネシア労働組合連盟(SPSI)とインドネシア福祉労働組合(SBSI)から提出された加盟申請について、APRO執行委員会やICFTU執行委員会でたびたび議論が行われたが、この大会時点でも加盟は認められないままであった。このため、SBSIはWCLに加盟した。その後、九八年四月以後の民主化過程で一〇月には改革派SPSIが結成され、ICFTUはこの組織の確立に協力している。

第一六回大会では和泉書記長が再選され、ダグラス(ニュージーランド労働組合会議)会長も再選された。ダグラス会長は、九四年八月のソウルで開かれたAPRO第六四回執行委員会でゴペシュワール会長の辞任により後任の会長に選ばれていた。

■APROの活動の重点

ソウルでのAPRO第六四回執行委員会では、九二年の東京での第一五回大会以来二年間にわたる議論を経て「ICFTU—APRO 民主的発展のための社会憲章」が採択された。この執行委員会に出席したローリッセンICFTU書記次長は「この社会憲章は、今後、APRO活動のバイブルとなるだろう」と高く評価した。

この「社会憲章」の第I部は、「地球規模における市場経済における職場の正義」というタイトルのもとに、社会憲章の意義を明らかにしている。また、第II部は行動指針として、雇用など五〇項目におよぶ活動目標をリスト・アップしている。ここで注目すべき点は、ILOの「中核的労働基準」に関する七つの条約の批准と実施を各国政府に求めていることである。これはICFTUが「社会条項」のなかを含めるべきだと主張しているものとまったく同じであり、経済成長や貿易の進展に社会進歩が伴うことを保障するには、これらのILO条約の批准が不可欠だとAPROも主張しているのである。とはいえ「社会憲章」は、こうした国際労働基準の批准と実施を各国政府に対して一方的に求めている宣言に過ぎない。それでも、この「社会憲章」制定に当たっての論議では、インドの労働組合を先頭に発展途上国労組からの強い反発が存在した。そのため、採択に当たっては「APRO社会憲章と社会条項は別の事項である」ことを確認したのである。

次に、最近のAPROの活動の最重点課題となっている「ソーシャル・セイフティ・ネット(社会的保護措置)」についてみておこう。その背景には、アジアの経済危機がある。九七年夏のタイの金融危機をきっかけに、通貨危機はタイからマレーシア、香港、インドネシアに波及した。韓国、タイ、インドネシアの三国は債務不履行直前の状況となり、IMFへの緊急融資を要請せざるを得なくなった。これら諸国はいうまでもなく、アジアのタイガーと讃えられ、この二〇年来、二ケタの経済成長率を達成してきたのである。

だが、ここでの経済成長は、環境、安全・衛生、社会保障、人権・労働基本権などの社会的課題への対応を欠いたままの経済発展であった。アジアを襲った経済危機により成長路線が崩壊したために、このような社会的保護システムが欠如した体制下で社会的矛盾が顕在化し、それが経済危機をいっそう深刻化させている。そこでAPROは、これら諸国の労働組合とともに、危機克服策の実施に当たって、社会的側面への配慮、すなわちソーシャル・セイフティ・ネットの形成を各国政府や国際金融機関に求める活動を強めている。

まず、九八年二月にシンガポールで開いたアジアの経済危機をテーマとした緊急会議では、「アジアの労働組合は経済悪化をくいとめて回復を実現するために自らの役割を果たす用意がある」ので、「政府と使用者とともに社会的・経済的な制度を」つくるべきだと提言し、雇用創出策、失業手当の創設や拡充、職業訓練の充実などの広範な政策を提案している。またAPROは、IMFや世界銀行の役割を見直し、融資プログラムの実行に当たっては、その基盤を緊縮政策と規制緩和におくのではなく、人権の尊重、雇用の増加、貧困の緩和におくべきだと主張している。こうした決定にもとづいて、APRO代表団は九八年五月にワシントンを訪れてカムデシュIMF専務理事やウォルフエンソン世界銀行総裁らと会談し、経済危機克服に当たって労働組合の参加の重要性を強調した。

さらに、APROは経済危機に見舞われたタイやインドネシアでも会議を開き、対応策を協議している。九八年七月にマニラで開かれた会合では、ソーシャル・セイフティ・ネットの形成を危機に対抗する労働組合側の戦略として位置づけた。この会議でAPROは、このソーシャル・セイフティ・ネットを、第一に、社会的保護と保障を与えることを目標とする広範な法的措置や社会保障であり、第二に、

その対象は労働者と社会的弱者で、恩恵としてではなく、人権や社会権として与えられるべきものであり、第三に、国際的規約のシステムであるとともに集団的な社会的協約や所得配分のシステムであると定義した。具体的な項目としては、退職手当、失業保険、医療保険、出産手当、最低賃金、教育・児童労働、職業訓練などにおよぶものであるという。こうした労働組合側の主張もあって、会議の直後にマニラで開かれた拡大ASEAN外相会議においてもソーシャル・セイフティ・ネットの意義が認知されたのである。

■小地域組織とAPLN

APROが管轄しているのは、中東のトルコから南太平洋におよぶきわめて広い地域であり、世界人口の四分の三を占めている。さらに最近では、中央アジア諸国とAPROとの関係も深まっている。このため、APROの下には小地域(Sub-regional)組織が設けられている。

九〇年七月、オーストラリア、ニュージーランドと南太平洋諸島の労働組合によって、南太平洋オセアニア労働組合協議会(SPOCTU)が設立された。この組織は、九三年一二月の第一〇四回ICFTU執行委員会で、正式にAPROの小地域組織として承認された。このほかにも、ASEANに対応した労働組合の地域組織として、アセアン労働組合評議会(ACTU)が存在している。また南アジア地域協力連合(SAARC)に対応して南アジア労働組合評議会(SARTUC)がある。東アジア地域では、日本、韓国、香港、台湾の労働組合に加えて、アメリカ、カナダの労働組合による北太平洋労働組合フォーラム(NPTUF)が組織されている。これらはICFTUの正式の小地域組織ではないが、ICFTU加盟組織が主体で、それぞれ小地域内の経済社会問題を論議している。

最近の経済の地域統合化の過程で注目されているのは、アジア太平洋経済会議(APEC)に対応して結成されたアジア太平洋労働ネットワーク(APLN)である。これは、九五年九月にメルボルンで開かれた会合で、APEC加盟国のICFTU加盟組織とICFTU、その地域組織、TUAC、関係するITSを参加組織として発足した。この組織の窓口は、APROが担当している。

APLNの第一回会合は、九五年一〇月に東京で開かれた。会議に出席した代表団は、一一月に大阪で開催予定だったAPEC首脳会議で議長を務める村山首相と会見し、経済成長の成果を市民が分かち合うためには、開発の社会的側面に焦点を当て、労働組合をAPECのさまざまな機構とプロセスに参加させるべきだと申し入れた。その後、各地で開かれるAPEC首脳会議に先だって、APLN代表団が主催国首脳への申し入れを行っている。

5 ETUC

ヨーロッパ労働組合連盟(ETUC)は、七三年二月にブリュッセルで結成された。この組織の前身は、一九五〇年に西ヨーロッパ八カ国二〇組織によって結成された国際自由労連ヨーロッパ地域組織である。ヨーロッパ統合が進展する過程で、五七年にローマ条約が調印され、ヨーロッパ経済共同体(EEC)が成立したが、これに対応して五八年にヨーロッパ労働組合事務局(ETUS)が設置され、その後この組織はヨーロッパ自由労働組合連盟(ECFTU)となった。他方、ヨーロッパ自由貿易連合(EFTA)に対応して六八年にヨーロッパ自由貿易連合労働組合委員会(EFTA-TUC)が設立された。この両組織を軸にして、七三年二月に現在のETUCが結成された。七四年四月には、WCL系のヨーロッパ労働組合がETUCに加盟し、さらにこの年の七月にWFTUに準加盟となったイタリアのCGILが加わったことは、先にみたとおりである。

この組織の特質は、構成組織のほとんどがICFTU加盟組織であるものの、西ヨーロッパとしての地域的一体性を重視し、ICFTUとは一定の独立性をもっていることである。ETUCの組織現勢は、ヨーロッパ二十八カ国の六六組織、および一四のヨーロッパ産業別労働組合組織である。さらに、オブザーバーとして、五カ国の六組織、一産業別組織が加わっている。会長はフェアツェトニッシュ・オーストリア労働総同盟会長であり、書記長はイタリア労働総同盟(CGIL)出身のガバリオである。

ETUCの重要な活動目標は、ヨーロッパの使用者団体に対して、労使対話(ソーシャル・ダイアログ)を通じて、ヨーロッパとしての一体的な労使関係を創出していこうということにある。ヨーロッパ単一市場や通貨同盟の発足は、労働組合運動の基盤を根本的に変化させている。したがって、(1)団体交渉や社会的諸課題をめぐる労働者の権利を擁護するために、ヨーロッパでの単一の労働者の声が求められており、ETUCはEUの委員会や議会、評議会などの機関に直接的な代表性を要求している。また、(2)ETUCは各級機関への諮問の権利を求めていたが、ヨーロッパ労使協議会指令によって、情報と諮問権が与えられるという大きな成果を達成した。また、ヨーロッパレベルの産業別の労使関係の形成と対話を求めている。さらには、(3)マーストリヒト条約(現在はアムステルダム条約に統合されている)の「社会宣言」によって労使に交渉権が与えられたが、その大きな成果は、ETUCとヨーロッパ使用者連盟(NICE)／ヨーロッパ公共使用者連盟(CEEP)との間で結ばれた育児休業とパートタイム労働に関する協約である。このようにETUCは、雇用を最大のテーマとして統一行動を展開し、大きな成果を挙げつつある。

三 ITSの現況

■ミラノ協定

国際産業別組織の多くは一九世紀末から二〇世紀初めに設立され、労働組合の国際組織として先駆的な役割を果たしてきた。一九四五年のWFTUの設立に当たっても、その指令下におかれることを拒み加盟しなかった。またICFTUの結成に当たっても、国際産業別組織(ITS)の主力組合が推進役となったにもかかわらず、ICFTUから独立した関係を保持したのである。

ICFTUとITSの基本関係を定めたのが、一九五一年にミラノで開かれた第二回ICFTU大会で結ばれた、いわゆる「ミラノ協定」である。この協定はその後何度か部分的な修正を加えられたものの、その原則は変わっていない。それは以下のようなものである。(1)ICFTUはITSの自主性を認める。両者は利害関係を共通にするすべての問題で協力する。(2)ICFTUとITSは、両組織が同一の国際労働運動の陣営に属するものであることを認める。このことはICFTUの一般方針をITSが採用することを意味する。(3)両組織の間での情報交換、討議を行いうるよう、相互に大会や執行委員会にオブザーバーとして代表を送る。(4)重要な問題についてITS代表とICFTU執行委員代表団により構成される合同評議会を設置する。

歴史的に両者の間ではさまざまな論争も行われたが、最近のICFTU大会の諸決議をみると、グローバル化のもとで労働組合が直面する諸課題への対応にあたっては、必ずITSとの協力がうたわれている。現に、両組織の間では、多国籍企業に関するICFTU／ITS作業部会、ICFTU／ITS安全衛生・環境作業部会、ICFTU／ITS教育部会が設置されており、ICFTU中東欧調整委員会などはITSと共同で活動している。

■統合再編

一九九〇年代に入って、多くのITS組織で統合再編の動きが急速に進んでいる。これは、産業構造の変動によって組織相互間における活動の一致点が広がっていることや、財政の効率化を迫られたことによる。その主なものだけをみても以下のとおりである。

九三年一月には、国際自由教員連盟(IFFTU)と世界教職員団体総連合(WCOTP)が統一して、教育インターナショナル(EI)が結成された。その結果、組合員数二三〇〇万人を擁する巨大なITSが誕生した。九三年には、国際農村農業関連労連(IFPAAW)も国際食品労連(IUF)に統合された。同じ九三年に、国際音楽放送映画演劇労組連盟(SETU)と国際オーディオ・ビジュアル労働者連盟(FISTAV)が統一して国際芸術マスコミ・芸能・映画放送労組連盟(MEI)が結成された。さらに九六年には、国際炭坑鉱山労組連盟(MIF)と国際化学エネルギー一般労組連盟(ICEF)が統一し、国際化学エネルギー鉱山一般労連(ICEM)となった。また九八年には、国際郵便電信電話労連(PTTI)が名称を変更して国際コミュニケーション労連(CI)となった。

こうしたITSの統合は、今後も続くと予想されている。すでに九八年には、国際商業事務専門職技術労組連盟(FIET)、CI、国際製版印刷労組連盟(IGF)、MEIが、世界執行委員会で統合案を承認しており、九九年にはそれぞれの大会で統合案を採択し、二〇〇一年に国際組合ネットワーク(UNI)という新組織を発足させるための世界大会を開く予定になっている。

■地域組織の現状

ITSは歴史的にヨーロッパ組織として成立し、その後も圧倒的にヨーロッパ労組の影響が大きかった。だがICFTUについてみたように、今日のグローバル化のもとで対応課題はますます世界的規模に広がってきているが、ヨーロッパ統合への取り組みに追われて、ヨーロッパ労組がこうした世界的な課題に対応することが困難になってきている。その結果、ほとんどのITSで地域的活動の強化とそのため地域事務所の設置が求められるようになった。これは、ことにアジア地域でその緊急性が感じられている。

そこで、ITSのアジアでの事務所の設置状況をみると、東アジアをカバーする事務所を東京にしているのは、IMF、IUF、PSI、CI、IFBWWである。また、ITFは日本に日本事務所とアジア太平洋(A/P)地域事務所をおいている。国際繊維被服皮革労働組合同盟(ITGLWF)のアジア太平洋地域組織(TWARO)も東京にある。このほか、国際印刷労連(IGF)、EIとPSIは合同でクアラルンプールに、ICEMがソウルに、FIETがシンガポールに、それぞれアジア太平洋地域事務所をおいている。このほとんどが比較的最近設置されたものである。

APROとの連携も進んでおり、年一回行われるAPROの執行委員会に併設されているITSとの非公式の懇談会が定例化しているほか、多くのITSとの日常的な情報交換や協議が頻繁に行われるようになってきている。ITSのアジア太平洋地域組織の活動にとって日本の加盟組合が果たす役割は、財政的にも人的にも非常に大きい。役員構成をみても、地域組織の会長や書記長のいずれかを、日本の加盟組合出身者が占めているケースがほとんどである。

■活動の焦点

ITS活動の原点は、いうまでもなく同種産業や職種に属する労働者の賃金や労働条件についての情報交換や、労働争議についての国際的な支援といった現実的な活動であった。また、一九一九年のILO設立以後は、国際労働基準の確立のためにILOへの働きかけを行ってきた。これらの活動には、いまなおあらゆるITSが取り組んでいる。

ところで、今日のグローバル化のもとで、多国籍企業問題への対策、そのための団体交渉プロセスの国際レベルへの拡大の努力、さらには開発途上国労働組合への支援が、ITSの重要な課題となっている。こうした活動のなかで、特徴的なものを二、三紹介しておこう。

まず、ITFの便宜置籍船(FOC)反対キャンペーンである。海運界ではかねてから、船員の雇用や安全上の規制がほとんどないパナマやリベリアに船籍を便宜的に移すことが行われていた。これらの船には、各国の労働組合による組織化の枠外におかれている開発途上国の船員が、低賃金で劣悪な労働条件のもとに雇用されてきた。こうした状況に対して、ITFは船籍を本来の船主国に戻させ、そこで働く船員に国際水準の賃金・労働条件を獲得させるというキャンペーンを展開し、ITFが認める賃金・労働条件にもとづく国際的に標準化された団体協約を船主に締結させている。その結果、国際的に運航している中大型外航船約一万二〇〇〇隻のうち、ITFは五〇〇〇隻近くの組織化に成功している。ここで締結された団体協約の実施を監視し、未組織船の組織化を進めるために、ITFは世界の主要国に一〇〇人近くのインスペクターを配置している。

次に、ITGLWFやTWAROによる企業行動指針の明示を求める活動を紹介しておこう。一九九〇年代の初めから、ITGLWFは、アメリカで結ばれた労使協定や企業側が単独で行う宣言によって、これら企業の取引先や進出先の事業所で現地の労働法を厳守することを内外に明らかにすることを求める活動を行ってきた。その結果、ナイキ社やレヴィシュトラウス社が、この方式を採用している。これにより、進出先の労働組合がこの協定や宣言が守られているかどうかを監視することができ、たとえば児童労働の使用を規制することもできるようになる。

また、ITGLWFとFIETは、ICFTUと共同で、国際サッカー連盟(FIFA)との間で、サッカー・ボール製造に児童労働を使用しないという趣旨の協定を締結した。国際スポーツ産業連盟に対しても、この趣旨にそった行動指針を採択するようせまっており、こうした活動はILOでも積極的な評価を受けている。

四 九〇年代のWFTU

すでにみたように、一九九〇年前後に起こった東側労組の再編によって、世界労連(WFTU)は多くの主力加盟組合を失った。この時点でWFTUに残った主な組織は、フランス労働総同盟(CGT)、キューバ労働総同盟(CTC)、朝鮮職業総同盟、全インド労働組合会議(AITUC)、ベトナム労働総同盟など、数えるばかりになった。

また、八九年のチェコスロバキアの民主化過程で旧チェコスロバキア労働組合会議は改編され、WFTUとの関係を断った。このため、国内に加盟組織をもたないという理由で、チェコスロバキアの新政府はWFTU本部を国外へ追放する指令を発した。WFTU側はこれに対して、この問題をILOの結社の自由委員会に提訴するとともに、チェコスロバキア国内の二つの小組織が加盟したことを発表して対抗した。こうした経過はあったものの、現在もなお本部はプラハに置かれている。だが、本部書記局の職員数も削減され、財政も危機的状況が続いているという。

ところで、WFTUは九〇年一月に「対話と活動」をメイン・スローガンにして、モスクワで第一二回世界労働組合大会を開いた。この大会は、ソビエト連邦が解体する直前の大会であった。WFTUによれば、大会にはWFTU加盟および非加盟を合わせて世界一三二カ国、四八六の国際的、地域的、全国的、ローカルの組合から一〇七九人の代表が参加した。大会代表団は、当時ペレストロイカ政策を展開中のゴルバチョフ大統領とも会見し、この政策への労働組合による支持に大統領の感謝

の念が表明された。

この大会の中心的なテーマは、WFTUの未来であった。というのも、この時点で、東西冷戦構造の崩壊は進行しており、東欧諸国労組のWFTU脱退も相次いでいたからである。WFTU自身による第一二回大会の評価によれば、「大会の発言者は、WFTUの根本的刷新に支持を与えると同時に、WFTUがその段階的敏感さを失わず、また民主的基盤に立脚して、どのような国家の支配からも自由な活動を展開することを希望した」という。そして、WFTUにとって核心的な問題である社会主義の評価については、「社会主義を固執するいくつかの国に現れた非常に厳しく根の深い危機は、これらの国の歴史と官僚的国営と権威主義的構造の結果であり、それが発展の要請に応えることができなかったことを実証している。このような実態が労組活動に否定的影響を与えた」と述べている。同時に、「死んだのは社会主義のこの『モデル』だけであり、社会主義自体ではない。社会変革に乗り出しているこれらの国の人民の目標は、……民主主義、効果的な労働者の参加、……物質的、政治的ニーズを満たすような発展である」としている。これは、当時ソビエトで展開されていたペレストロイカを評価する論理であった。

また大会は、グローバルな対応が求められている諸課題に対応するために、ICFTU、WCLへの統一行動の呼びかけを行った。そして最終日に、ザカリア議長、シェルパコフ副議長、ジャリコフ書記長、スターン書記長代理を選出した。

WFTUの第一三回世界大会がダマスカスで開かれたのは、ソビエト連邦崩壊から二年後の九四年一月であった。この大会には八四カ国一六〇の全国的、地域的、国際的組織に属する三億以上の労働者を代表する四一八人が参加した。このうち、WFTUの加盟組織は六六であった。

大会への冒頭報告で、ジャリコフ書記長は、「この大会が予定を一年繰り上げて招集された理由は、率直に言って、前大会以後世界で起こった社会的・政治的・経済的な変化がわが加盟組織に深刻な影響を与えた」が、「第一二回大会の評価と採択された方針は、非常に急速な情勢の展開について全面的・客観的な評価をしていなかった」からであると述べた。だが同時に、「歴史の終わりを口にし、WFTUが消滅すると主張した人々の予想は早まったものであることが証明された」としている。

大会ではまず、WFTU刷新のための規約改正で、WFTUの役割を、「提案し、情報と経験を真に交流する協力と対話のセンター」とすることが提案された。これに対し、世界労連日本加盟協議会(国公労連・日本医労連・運輸一般・日高教で構成)は、WFTUの役割と性格を「階級的な大衆組織」とすべきだとの修正案を提出し、これが大会で採択された。また、WFTUの活動の基本的方針である「政策文書」でも、世界情勢分析に関して日本代表団が提出した修正案をめぐって激論が交わされた。修正案では、原案の「冷戦終結」論は誤りであり、ソ連崩壊後もアメリカ帝国主義の核戦略、覇権主義がアジアと世界平和を脅かす存在であることを明確にすべきだとしていた。この修正案は二回の採択の結果、最終的には否決された。大会では「規約改正」「政策文書」のほか、「核兵器廃絶を目指す世界的行動の呼びかけ」「多国籍企業における労働者の権利擁護のための労働組合行動の調整に関する決議」「ファシズムに勝利した五〇周年の大会宣言」「ダマスカス宣言」「国連主催の社会開発世界サミットの諸問題に関する宣言」「第四回世界女性会議の準備に関する決議」「朝鮮に関する決議」「アメリカにキューバの封鎖撤回を要求する決議」などが採択された。

新指導部には、議長にネト(ブラジル、議長は副議長による一年任期の輪番制)、書記長はジャリコフ(ロシア)、書記次長にパチョ(ペルー)が選ばれた。注目されたのは、副議長に推されたフランスのCGTが、それを辞退したことである。CGTはWFTU創立以来の中心的メンバーだったが、この第一

三回大会直後に脱退を表明した。その理由は、第一三回WFTU大会が、「連帯と国際労働組合協力の必要性をこれまで以上に主張すべきそのときに、昨今の分断に加えて、南北労働者の利益を人為的に対立させながら、国際労働組合運動の分裂を永続させるような政策を選択したこと」にあるという。

WFTUは九八年一月にハノイで、第一二回議長団協議会を開き、「第一四回世界労働組合大会の準備と参加のためすべての国の労働組合へのアピール」を採択した。ここでは、九九年にインドで開かれる予定の次回大会の主要課題が、仕事、社会保障、保健、労働組合権を防衛し、失業、貧困、環境悪化、児童労働の搾取に反対する闘いであり、そのために労働組合の統一と協力、さらには国際連帯を強めるべきだと訴えられている。また、WFTUとその加盟組織は、国際労働運動の非常に重要な潮流であり続けていると述べられている。またWFTUは、このアピールを「資本家によるグローバル化に対抗し、これを打ち破るのは、労働者と労働組合による同様にグローバル化した統一闘争と連帯である」という言葉で結んでいる。

五 WCLの現状

国際労連(WCL)は、六八年の第一六回大会で従来のキリスト教と決別し、自らを、政府、政党、権力、教会から独立し、自主決定の権利をもつ組織であるという「原理の宣言」を発表した。しかし、七九年末にはヨーロッパの最大の加盟組織であったフランスのCFDTが脱退し、WCL系の国際産別でも、金属がICFTU系のIMFと合同するなど、WCLの組織は縮小していった。

ところが、九〇年代に入ってWCLの組織は増勢に転じ、一一三の国と地域で二六〇〇万人の労働組合員を結集するにいたっている。この組織拡大は、アフリカなどの第三世界諸国と中・東欧諸国労組の加盟による。アフリカでは、ベニン、カメルーン、トーゴ、コートジボワール、ガボンなど仏語圏の労働組合が中心である。また、中・東欧からは、ウクライナ、ルーマニア、リトアニア、ハンガリーなどからの加盟があった。もともと、ラテン・アメリカに強い勢力をもっていたので、WCLは自らの組織を第三世界と中・東欧の旧社会主義国の労働者の利益を代表し得る組織であるとしている。

WCLは九七年一二月に、バンコクで大会を開いた。このときのメイン・テーマは「進路を変える闘いを」であった。このとき選ばれた会長は、コンゴ労働組合連盟のキコンギ委員長、書記長はベルギー・キリスト教労連のティスである。WCLの地域組織には、中央ラテンアメリカ労働者組織(GLAT)、アジア労働組合運動家同志会(BATU)、アフリカ労働者組合民主組織(DDAWTU)がある。また、WCLには、公務サービス、教育、交通、繊維衣服など九つの国際産業別組織が加盟している。

WCLの活動の優先課題は、開発途上国における労働者の人権擁護である。このため、人権侵害に関する実情調査団を派遣したり、ICFTUなどと共同して、しばしばILOへの提訴を行っている。最近注目されたのは、スハルト体制下のインドネシアで活発に民主化活動を展開したインドネシア福祉労働組合(SBSI)を加盟組織として受け入れ、バクパハン委員長の活動を熱心に支援したことである。

WCL傘下のヨーロッパの組合は、先にも触れたように、ICFTU加盟組織と一体的な活動を展開している。次節で紹介する、OECD-TUACにおいても、ICFTUやETUCの加盟組合とともに活動している。したがって、国際的な労働組合の主要なテーマ、たとえば人権や労働基本権、多国籍企業問題、児童労働などについてのWCLの方針や活動は、ICFTU傘下労働組合のそれと共通する面が多い。

六 TUACとレイバー・サミット

1 性格と組織

労働組合諮問委員会(TUAC)は、九八年一月に創立四〇周年を記念して「国際労働とグローバリゼーション」というテーマのセミナーを開いた。この組織は、経済協力開発機構(OECD)の前身であるOECE(欧州経済協力機構)によって、マーシャル・プランの実施に当たって労働組合に重要な役割を果たさせるべく四八年に設立された。また、これに対応する経営者側の組織である経済産業諮問委員会(BIAC)は、六二年に設立されている。六二年四月のOECD理事会の決定によって、この両組織はOECDとの公式の協議を行う国際的な非政府の諮問的組織であることが認められた。したがって、次にみるようにTUACには主要先進国の労働組合が加盟しているが、ICFTUなどの国際労働組合組織とは性格の異なる組織である。

さて、TUACには現在、OECDに加盟する二九カ国から五五の労働組合全国組織が参加しており、組合員は約七〇〇〇万人に達する。これらの労働組合は、ICFTU、WCL、ETUCのいずれかに加盟しており、WFTU系のフランス労働総同盟(CGT)やポルトガル労働総同盟・インターサンデカル(GTP・IN)は加盟していない。これらのナショナルセンターに加えて、ICFTU、WCL、ETUCなどの代表が、TUAC活動に参加している。日本からは、同盟が六四年に、総評が七八年に、中立労連が八〇年に、それぞれ加盟したが、連合の結成以後は連合が加盟組織になっている。

TUACの設立の経過をみても、一九八〇年代末までの東西対立構造のもとでは、明らかに西側の主要先進国労働組合の集まりであった。また、現在の五五組織のうち、カナダ、アメリカ、日本、オーストラリア、ニュージーランド、それに最近加盟が認められた韓国の二組合の合計七組織を除く四八組織がヨーロッパの組合であり、ヨーロッパ諸国の労組の発言力がかなり強いのが現実である。

2 機構と運営

TUACは年二回(通常五月と一二月)の総会と、総会開催に先立って開かれる運営委員会によって運営されている。総会では、すべての領域の政策を議論して決定し、加盟問題や予算の承認を行う。運営委員会では、総会に提案する主要議題を審議する。この運営委員会は、TUAC加盟の主要組織であるAFL・CIO、TUC、DGB、連合などの一〇組織で構成されている。TUACの意思決定方法は全会一致が原則だったが、八八年にイタリアのCGILの加盟をめぐって意見が対立して投票による決着が必要になったため、加盟人員の比率による投票規定が設けられた。TUACの現在の会長はホワイト・カナダCLC委員長であり、事務局長はイギリスTUC出身のエバンスである。

TUACには、テーマ別に三つの作業グループが設けられている。まず「経済政策作業グループ」は、経済・社会政策の全般を課題として年二回会合をもち、OECDの経済政策委員会(EPC)に対応した活動を行っている。次に「多国籍企業グループ」は、しばしばICFTUやITSと合同で活動している。このグループの中心活動は、七八年に定められた「OECD多国籍企業行動指針」の実施状況の把握である。このグループはOECDの国際投資・多国籍企業委員会(CIME)に対応している。また、「教育・訓練・労働力作業グループ」は、移民、労使関係、雇用問題を扱っており、OECDの労働力社会問題委員会(MSAC)に対応している。このほかにも、租税や公共経済など、特別のテーマへの政策的対応が必要な場合には、その都度、特別会議が招集されている。以上の作業グループや特別会議では、それぞれのテーマに関するTUACの見解を作成し、それをもとにして、次にみるよう

にOECD側のそれぞれ対応する委員会と協議を行っている。

3 OECDとの協議

TUACとOECDとの協議は、さまざまなレベルで行われる。まず、「TUACとOECDとの連絡会議」は、OECD側はOECD事務局長を議長として各国のOECD大使が加わり、TUAC代表団との間で行われる会合である。通常、年一回行われ、ここでは経済情勢の検討や重要な政策課題が討議される。これは、OECDとBIAC間でも同様な方式で行われている。

また、毎年四月から五月に開かれるOECD閣僚理事会の際にも、TUACの代表が理事会側と会談し、TUACの総括的政策を声明文として申し入れ、それにもとづいて討論する慣行が確立している。このとき申し入れる「労働組合声明」は、先進国首脳会議(サミット)に対しても提出される。また、OECD雇用・労働大臣会議に際しても、TUACとの会合がもたれている。

OECDには、課題別に三〇を超える委員会がある。このうちTUACが恒常的に協議を行うのは、経済政策委員会、国際投資多国籍企業委員会、労働力社会問題委員会、それに教育委員会である。必ずしも定期的ではないが、環境委員会、貿易委員会、産業委員会、情報委員会、それに産業別の鉄鋼委員会、海運委員会、開発援助委員会(DAC)と協議が行われることもある。

これら一連の協議について、OECDは、それはたんに労働組合や経営者の意見を聞くというだけのものではないと説明している。両組織の活動によって、OECDが単なる政府機関ではなく、相互に豊富化しあう機会のある組織になっているのだと述べている。

4 レイバー・サミット

主要先進国の首脳による会合(サミット)がはじまったのは、一九七五年、フランスのランブイエにおいてであった。このサミットに労働組合側が対応して、先進国労働組合指導者会議(レイバー・サミット)を開いたのは、七七年のロンドンでの第三回サミットからである。このとき、ICFTUとイギリスTUCのマレー書記長が主導して、アメリカからAFL・CIO、西ドイツのDGB、それに日本の同盟がロンドンに招かれ、この年の主催国としてサミットの議長を務めるキャラハン首相に五月五日に申し入れを行った。

その後九八年のG8によるバーミンガム・サミットに対応してロンドンで開かれたレイバー・サミットにいたるまで、一九回の会合が開かれている。日本では、七九年六月に総評と同盟が主催組織となって大平首相との会合を行い、八六年四月には、総評、同盟、中立労連が主催して中曽根首相との会合が行われた。さらに、九三年七月には、連合が主催組織となって宮沢首相と会談した。

5 労働組合声明

例年、レイバー・サミットに当たって労働組合声明が主催国の政府首脳に提出され、それがサミットの場に反映されることを要請している。この声明は、サミットと前後して開かれるOECD閣僚理事会にも提出されている。

この労働組合声明の作成を行うのは、TUACである。それは、レイバー・サミットがはじまった七五年当時、サミット主要国である米国のナショナル・センター、すなわちAFL・CIOがICFTUを脱退してい

たため、AFL・CIOが加盟しているTUACが作成の任に当たることになったためである。この作業はいまなおTUAC活動の中心をなしている。

この労働組合声明は、いわば先進国労働組合の当面する政策要求が集約的に示されている文書である。九八年のバーミンガム・サミットに向けてもレイバー・サミットが開かれ、参加者はサミットの主催者であるブレア英首相と会見し、労働組合声明にもとづいて申し入れを行った。その要点については、本年鑑第三部VI「国際労働組合運動」を参照されたい。

6 雇用サミット

九三年に東京で開かれたサミットで、クリントン米大統領が「G7雇用サミット」の開催を提唱した。これにより九四年三月に、デトロイトでこの会合が開かれた。この雇用サミットは、レイバー・サミットとほぼ同様の運営が行われており、TUACが作成した政策文書を開催国の雇用政策の責任者に申し入れている。これに参加するのは、G7諸国のナショナル・センターとTUAC、ICFTU、WCLである。労働組合側は政府側のデトロイト雇用サミットに先立って、ワシントンで会合し、ライシュ労働長官に政策申し入れを行った。

その後、九六年のフランス「G7リール雇用会議」に先立って、労働組合側は三月にパリに集まり、雇用に関する政策文書をまとめてフランスの大蔵大臣に申し入れを行った。

九七年一月に神戸で、これまでのG7にロシアが加わって「G8神戸雇用会議」が開かれた。この会合には、労働側代表として、ジョーダンICFTU書記長、エバンスTUAC事務局長、鷲尾連合会長が参加し、TUACが準備した「労働組合声明」にもとづく雇用政策を提案した。

この三ヵ月後の九八年二月には、ロンドンでG8雇用サミットが開かれた。この会合にはブレア英首相が出席した。この雇用サミットでは、雇用政策に当たっての七つの原則が確認されて注目された。それは、(1)インフレなき成長と雇用を持続するための健全なマクロ政策の必要性、(2)企業、とくに中小企業がより効果的に生産を促進するための構造改革の推進、(3)企業家精神の育成、(4)教育訓練の強化、(5)福祉から労働への移行、(6)生涯教育の徹底、(7)雇用における差別の撤廃である。

[主な略称一覧]

ACCTU 全ソ労評

AFL・CIO アメリカ労働総同盟・産別会議

APLN アジア太平洋労働ネットワーク

CFDT フランス民主労連

CGIL イタリア労働総同盟

CGT フランス労働総同盟

DGB ドイツ労働総同盟

ETUC ヨーロッパ労連

FDGB 自由ドイツ労働総同盟

ICFTU 国際自由労働組合連盟

ICFTU・APRO 国際自由労連・アジア太平洋地域組織

ICFTU・ARO 国際自由労連・アジア地域組織

ICFTU・LC 国際自由労連日本加盟組織連絡協議会

ITS 国際産業別組織

TUAC 労働組合諮問委員会

TUC イギリス労働組合会議

UAW 全米自動車労組

WCL 国際労働組合連合

WFTU 世界労働組合連盟

【参考資料】

(1)歌田徳一『国際自由労連—その組織と活動』日本労働協会、一九六三年、(2)国際自由労連日本加盟組織連絡協議会訳編『ICFTU』ICFTU日本加盟組織連絡協議会、一九八九年、(3)世界労働組合連盟(小林英一郎訳)『世界労働組合連盟史』栄光社出版、一九九二年、(4)総評四〇年史編纂委員会『総評四〇年史第二巻』第一書林、一九九三年、(5)『同盟二十三年史』同盟史刊行委員会、一九九三年、(6)堀田芳朗『世界の労働組合 新訂版』日本労働研究機構、一九九三年、(7)『日本労働年鑑』各年版、(8)『資料労働運動史』各年版、(9)ICFTU、ICFTU—APROの大会・執行委員会関係資料、(10)TUACの総会および運営委員会関係資料。

日本労働年鑑 第69集

発行 1999年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 旬報社

2006年9月8日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑第69集【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
